

令和4年度 日田市 市民後見人養成講座 実施要綱

1. 目的

判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利を擁護する成年後見人等の活動に必要な知識を習得し、権利擁護、地域福祉の担い手となる市民後見人として活動できる人材を養成することを目的に講座を行います。

2. 主催

社会福祉法人 日田市社会福祉協議会

3. 受講者

下記の要件を原則、すべて満たす方

- ・市内在住の25歳以上70歳未満の方（令和4年4月1日時点）
- ・成年後見制度及び福祉活動に理解と熱意のある方
- ・民法847条の欠格事由に該当しない方 ※
- ・すべての科目を受講できる方

※ 民法847条（後見人の欠格事由）次に掲げる者は、後見人となることはできない。

1. 未成年者
2. 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
3. 破産者
4. 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
5. 行方の知れない者

4. 日程

基礎講座 令和4年8月27日（土）～11月19日（土）＜7日間＞

実務講座 令和5年1月28日（土）～2月18日（土）＜3日間＞

※ 研修内容及び詳細日程については、別紙「市民後見人養成講座プログラム」を参照。

5. 会場

日田市総合保健福祉センター 3階 会議室

6. 受講料

無 料

7. 定員

15名

8. 募集方法

5月15日発行の社協だより、7月15号発行の社協だより、社協ホームページ等にて募集を行う。受付期間は5月16日（月）から8月10日（水）までとする。

9. 申込み

電話又はFAXによる申込みとする。

問合せ・申込先

社会福祉法人 日田市社会福祉協議会 地域福祉係

〒877-0003 日田市上城内町1番8号 日田市総合保健福祉センター 3階

電話：0973-24-7026 FAX：0973-24-3452